債権者集会招集

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和７年（ヒ）第６号

奈良県宇陀市室生龍口138番地
清算株式会社　株式会社たたみ工房たなか
代表清算人　田中　正巳

1　決定年月日　令和７年11月６日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

奈良地方裁判所葛城支部

令和７年（ヒ）第１９号

愛知県豊田市保見町上三戸口35番地
清算株式会社　エスティエナジー株式会社
代表清算人　松尾　崇弘

1　決定年月日　令和７年11月５日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

名古屋地方裁判所岡崎支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第３００７号

大阪市北区梅田１丁目２番２号大阪駅前第二ビル12―12
清算株式会社　株式会社プロコン
代表清算人　牛澤　清悟

1　決定年月日　令和７年11月７日
2　主文　本件協定を認可する。

協定

1　清算株式会社は、各協定債権者に対し、協定債権の内令和５年６月７日（中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づく一時停止申し入れ時点）までの原因に基づいて生じた債権（以下、「弁済対象債権」という。）の17.10パーセントの金員（１円未満は切り捨て）について、本協定認可確定日の属する月の末日から１か月以内に弁済する。

⑵　清算株式会社は、協定債権者のうち、大阪信用保証協会に対し、大阪信用保証協会が株式会社紀陽銀行に代位弁済した令和５年４月18日から同年６月７日までの利息相当額３万5741円及び株式会社紀陽銀行に対し、令和５年８月31日時点で発生している約定利息相当額４万7798円について、本協定案認可確定日の属する月の末日から１か月以内に弁済する。

2　前項の弁済は、協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。

ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。

3　協定債権者は、第１項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する（ただし、この免除は保証人の保証債務に影響しない。）。

4　消費税還付金の還付を受けたとき、その他清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は速やかにこれを換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各弁済対象債権の割合に応じて弁済する。

ただし、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。この場合において、協定債権者が第３項により行った債務の免除は、割合弁済された金額の限度において効力を失うものとする。

5　特別清算開始決定日以降、協定債権の全部または一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。

以上

大阪地方裁判所第６民事部